

総論

- ✓ 会計監査の信頼性は、一企業だけではなく、市場、日本経済全体にも影響するため、非常に重要。
- ✓ 会計監査の信頼性の確保・投資家の保護のために、会計監査人、監査先企業、株主等が全体として機能する体制が重要。
- ✓ 会社ぐるみの不正を発見できないというのは、会計監査人たる責務を果たしていないのではないか。
- ✓ 会計監査人は、会社ぐるみの不正への防波堤となることができる、会計監査を支えるラストリゾート、アンカーである。
- ✓ 不正リスク対応基準を含む各種監査の基準、内部統制報告制度等の制度は相当程度整備されており、運用状況の確認が重要。
- ✓ 仮に制度の変更を検討するのであれば、コスト・ベネフィットの視点が不可欠。

関与会計士の力量

- ✓ 会計上の問題がある場合、監査先企業にきちんと指摘している会計監査人や、リスクが高いと判断した事項にフォーカスした会計監査をしている会計監査人もいる。
- ✓ なぜ、会計監査人が監査先企業や経営者にきちんと意見を述べて、会計監査を機能させることができないことがあるのかについて議論すべき。
- ✓ 一見すると不自然な取引であるのに、会計監査人がなぜ不正を指摘できないのか。
- ✓ 伝統的な手法で不正が行われている場合、会計監査人は不正を予測できるのではないか。
- ✓ 不正リスクの観点から、監査対象の全体を見て、重要なものを識別するプロセスが鍵であり、会計監査人のより一層の努力が必要。
- ✓ 経営者に正面から意見を述べる気概、幅広い経験・知識を持つ会計監査人をどのように養成・確保するかが重要。

監査法人のマネジメント

- ✓ 監査計画を立てる段階から、よりメリハリを付けて会計監査を行う必要があるのではないか。
- ✓ 会計監査人による適正な職業的懐疑心の発揮、真に監査リスクの高い事項について重点的な監査の実施を確保する観点から、各監査法人におけるカルチャーの醸成、マネジメントによるリーダーシップの発揮、人材啓発・人事評価等を促すことが必要。

- ✓ 上記の観点から、監査法人のガバナンス・コードの策定について検討することも一案ではないか。

会計監査の手法

- ✓ 取引等の網羅的な確認を可能にするために、海外では、ITを活用した会計監査手法について研究が始まっており、日本でも検討を進めていく必要があるのではないか。

第三者の眼

- ✓ 同一の監査法人による監査期間が長くなってくると、関与会計士をローテーションしても、会計監査のやり方が固定化してしまうところがある。
- ✓ 監査法人のローテーションについては、その目的として、監査法人の独立性確保・監査の質の向上が挙げられる一方、会計監査人、監査先企業に交代に伴うコストが生じる、特に交代の当初において交代によりかえって監査の質が低下する、大手監査法人の数が少ないため交代には実務上の困難さがあるといった指摘もあることから、両面を踏まえた検討を行うべき。
- ✓ 前回の公認会計士法改正から10年近くが経過しており、監査法人のローテーションについては、状況の変化等を踏まえた議論を行うべきではないか。
- ✓ 監査法人内で監査チームごと交代させる形でのローテーションも案としては考えられるが、会計監査人における知識・経験の蓄積が中断されるという課題は、監査法人のローテーションと同様である。
- ✓ 公認会計士・監査審査会による監査法人の検査について、より機動的に行えるようにすべき。

監査先企業のガバナンス

- ✓ 外部監査人がリスクを識別するに当たって、監査役等が外部監査人と適切に議論している監査先企業もある。
- ✓ 外部監査人によるリスクの識別、監査計画の策定等に際して、監査役等がより積極的に関与するなど、適正な監査の確保に向けた、監査先企業における対応が必要。

各種基準・実務指針等

➤ 会計基準

- ✓ 会計基準に見積もりの要素が増えていることが会計監査を難しくしているのではないか。
- ✓ 経営者が事実を開示するのに必要な見積もりと、将来の予測のために必要な見積もりは分けて考えるべきである。会計基準について考えるに当たっては、事実の開示に必要な見積もりで、かつ、監査が可能かどうかという視点が重要ではないか。

➤ 監査基準（品質管理基準・不正リスク対応基準を含む）

- ✓ 監査に関する基準自体は飽和状態になっており、特に期末の監査手続きに負荷がかかっている。
- ✓ 監査の品質管理のための各種レビューへの対応等もあり、若い会計監査人は、監査調書に矛盾が出ないようにすることに時間を取られている。
- ✓ 上記の実態等も踏まえ、会計監査人が監査先企業のビジネスモデルや事業上のリスク等を適切に把握したうえで、真に監査リスクの高い事項について重点的な監査を実施するよう、リスク・アプローチの徹底のための環境作りが必要。
- ✓ 不正リスク対応基準については既にさまざまな規定が盛り込まれているが、まだ必ずしも実務に十分定着しておらず、実務サイドの踏み込みが足りないのではないか。

➤ 内部統制基準

- ✓ 内部統制報告制度は、経営者が内部統制を覆さないよう監視する取締役・監査役の機能の評価も含めた制度として設計されている。
- ✓ 業務プロセスレベルで内部統制が適切に整備・評価され、監査がきちんと行われていれば、伝統的な不正は発見できるはずではないか。
- ✓ 上記にもかかわらず、なぜ内部統制報告制度の運用によって、不正を防止することができないのかを検証すべき。

その他

- ✓ 会社ぐるみで不正が行われた場合の対応として、経営者や会社に対する制裁の強化が必要なのではないか。
- ✓ 力量ある会計士を輩出する観点からは、試験制度の在り方も重要な問題ではないか。

（以 上）